

新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から、事業所における感染対策に御尽力いただき、御礼申し上げます。
特に御留意いただきたい点を以下に列挙しますので、引き続き対策の徹底をよろしくお願いします。

1 支援の現場における感染対策の徹底

レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」に基づく対応を徹底してください。

<参考> 厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

2 職員の感染防止対策の徹底

(1) 職員の健康管理

発熱の有無にかかわらず、些細な風邪症状（咳、咽の痛み・違和感など）であっても、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談の上、積極的に受診していただくようお願いします。

また、職員の健康状態に留意し、出勤前の体温計測を徹底するとともに、発熱、咳、咽の痛み等の症状が認められる場合は出勤しない・させないようお願いします。

(2) 休憩室等での感染防止対策

休憩室等では、換気や消毒、飲食時の感染防止対策を徹底してください。

3 PCR検査等の受検・感染発生時の連絡

職員・利用者がPCR検査・抗原検査を受けた場合や、施設等において感染が発生した場合は、県障がい福祉課及び市町村の障がい福祉担当課まで速やかに御報告をお願いします。

4 衛生用品等の備蓄

ガウン、マスク、消毒液、酸素濃度測定器等の衛生用品について、各事業所において、あらかじめ十分な備蓄をお願いします。特に、入所系事業所は、1週間分程度の備蓄をお願いします。

5 入所者一覧等の事前準備

入所者・職員一覧、平面図はあらかじめ作成し、感染発生後に保健所等から求めがあった場合に速やかに提出できるよう、事前の準備をお願いします。

6 ワクチンの4回目接種について

障がい児・者入所施設において、以下の入所者及び従事者は4回目接種の対象となりますので、地元市町村と十分な連携を図りながら、入所者等への接種を積極的に進めていただきますようお願いします。

<4回目接種の対象者>

3回目接種の完了から5ヶ月が経過した

① 60歳以上の者

② 18歳以上で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者

244-1273
令和4年5月2日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

宮崎県福祉保健部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50
条に基づく行政処分を踏まえた法令遵守等の再徹底について（通知）**

県では、先般の報道等で御承知のとおり、障害福祉サービス事業所に対して、指定の全部の効力停止（3か月）とする行政処分行ったところであります。

今回の処分は、当該事業所が、

- ・ 事業所の従業者と雇用契約を締結していなかったこと
- ・ サービス提供職員欠如減算を適用しなかったこと

に伴うものであります。

つきましては、各事業所におかれても、今回の事案を踏まえ、障害福祉サービス事業所等の人員、設備、運営や報酬算定等の基準に関する諸法令の遵守について、あらためて徹底していただくとともに、適正な障害福祉サービスの提供をお願いいたします。

県としましても、障害福祉サービスの公益性等を損なう事案に対しましては、引き続き厳正に対処してまいります。

(担 当)

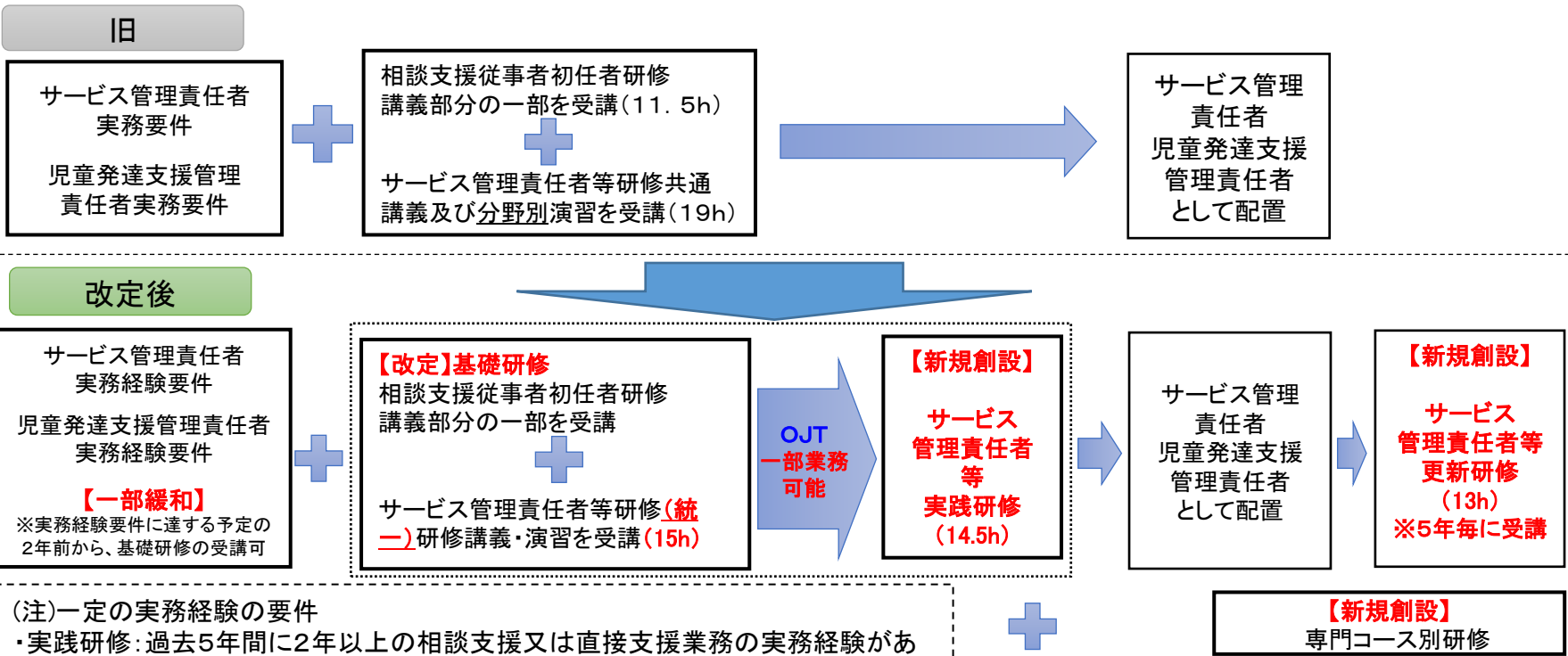
障がい者・就労支援担当

障がい児支援担当

電話：0985-26-7068

R1年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】 (平成31年度告示第109号)

児童福祉法【児童発達支援管理責任者】 (平成31年度告示第110号)

【1】 実務経験要件（配置に関する）

・条件により年限が異なる。

① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

【2】 研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

❖ 研修受講においても実務経験要件あり。

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。

2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。

3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の業務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数			特区※ ³ (大阪・埼玉)		
		国家資格者※ ¹	有資格者※ ²	左記以外の者	国家資格者※ ¹	有資格者※ ²	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示一イ(1)(一)】	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	3年以上	3年以上	
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者					
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示一イ(1)(二)】	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上	8年以上	3年以上	3年以上	
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者					
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
		e 特別支援学校等の従業者					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

※3 令和元年度廃止予定(一定の経過措置を設ける予定)。

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)				
			国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者		
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示一(1)(一)]	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上			
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者					
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示一(1)(二)]	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者					
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
		(5) 学校等の従業者					
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

- ※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)
- ※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。
- ※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
 - 2) 保育士
 - 3) 児童指導員任用資格者
 - 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

① 現行研修受講済みの者について
H30年度以前の基礎研修受講者

サービス管理責任者等研修
 (旧体系)
 受講

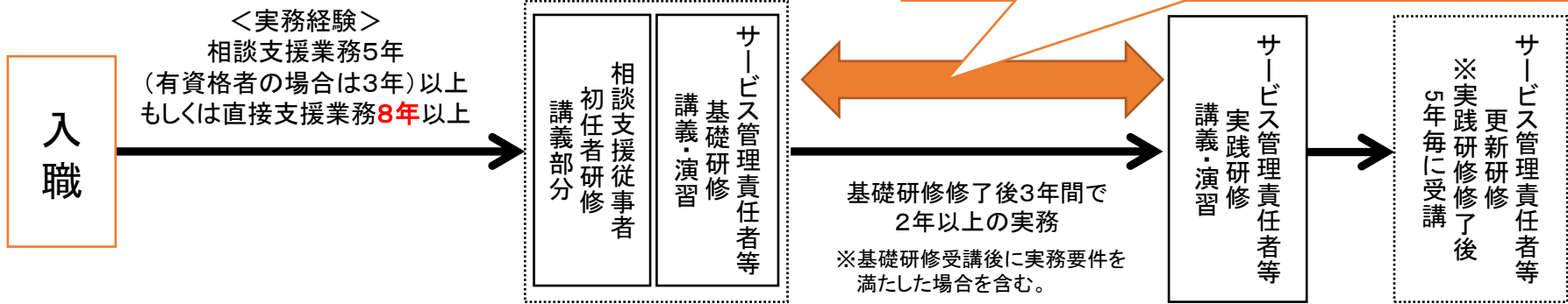
H31.4~(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
 ※5年毎に受講

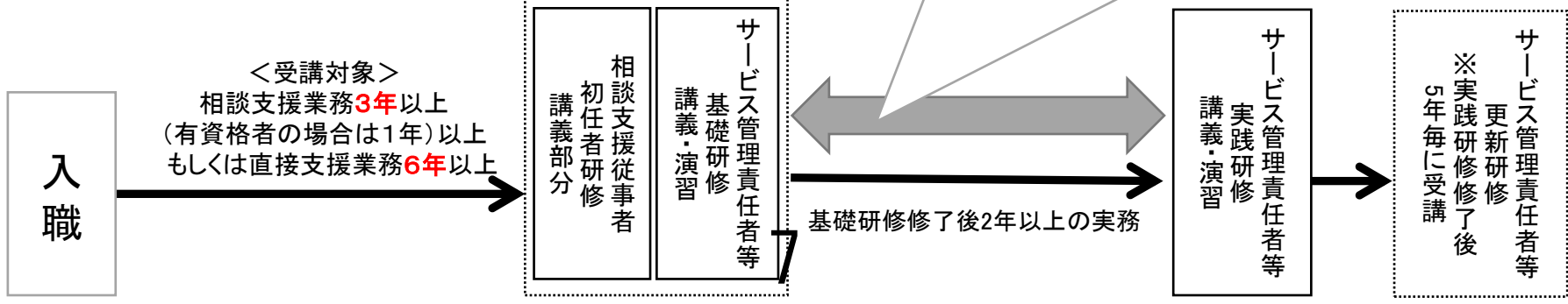
② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
 ※H31~R3年度の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、**基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。**



配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。**
- 個別支援計画**原案**の作成が可能であることを明確化。



サービス管理責任者等の配置の留意点

令和3年度末で「みなし配置」は終わりました。

H30年度以前の旧体系の基礎研修修了者

【配置要件】

- ①実務経験要件を満たす
- ②講義部分の受講証明書
- ③サビ児管研修の修了証

令和5年度末までに**更新研修**を受けることで、サビ児管配置を継続できる。

R4.4

R6.4

5年毎に更新研修を受講。旧体系の修了者は、R1～R5の間に1回目の更新、R6～R10の間に2回目の更新を受ける。

R1～R3年度の基礎研修修了者

【配置要件】

- ①実務経験要件を満たす
- ②講義部分の受講証明書
- ③基礎研修の修了証

R4.3までは、実践研修修了者とみなし、サビ児管として配置できていた。

実践研修受講

実践研修修了者

【R4.4からの配置要件】

- ①実務経験要件を満たす
- ②講義部分の受講証明書
- ③基礎研修及び**実践研修**の修了証

実践研修修了年度の翌年度から起算して5年毎に**更新研修**を受講。

令和4年度以降の基礎研修修了者

基礎研修だけでは配置不可。

2年間のOJT

実践研修受講

実践研修修了者

【配置要件】

- ①実務経験要件を満たす
- ②講義部分の受講証明書
- ③基礎研修及び**実践研修**修了証

実践研修修了年度の翌年度から起算して、5年毎に**更新研修**を受講。

注意事項

【H30年度以前の旧体系のサビ児管研修修了者】

- 講義部分の受講証明書があり、実務経験要件を満たしている方は、R5年度末までに更新研修を受講し、以降5年毎に更新研修を繰り返す。
- 更新研修の受講時期は、一律にR1～R5年度中に1回目、R6～R10年度中に2回目となる。例えば、R3年度に更新研修を修了した方が、次の更新研修をR9年度にを受講してもかまわない。

【R1年度の基礎研修修了者】

- R4年度中にみなし配置期間（基礎研修修了者となった日から3年が経過する日まで）が修了するため、R4年度中に実践研修を修了し、配置要件を満たす必要がある。
- 更新研修の受講時期は、実践研修修了者となった年度の翌年度を初年度として5年毎。

【R2、3年度の基礎研修修了者】

- R5, 6年度中にみなし配置期間（基礎研修修了者となった日から3年が経過する日まで）が修了するため、R5, 6年度中に実践研修を修了し、配置要件を満たす必要がある。

【R4年度以降の基礎研修修了者】

- みなし配置はできないため、基礎研修修了者となってから、3年のうち、2年間の現場経験（OJT）を積み、実践研修を受講後に、サビ児管として配置できる。

令和4年度のサビ児管研修予定

相談支援初任者研修(講義部分)

- ・ R4/7/27～8/3のうち2日間講義部分 オンデマンド配信

※申込は締め切りました。

サビ管・児発管基礎研修

- ・ R4/9/30～10/13 オンデマンド配信
- ・ R4/11/1、11/2 オンライン研修

※申込は締め切りました。

※申込は締め切りました。

サビ管・児発管実践研修

- ・ R5/1/11、1/12、2/1 県武道館

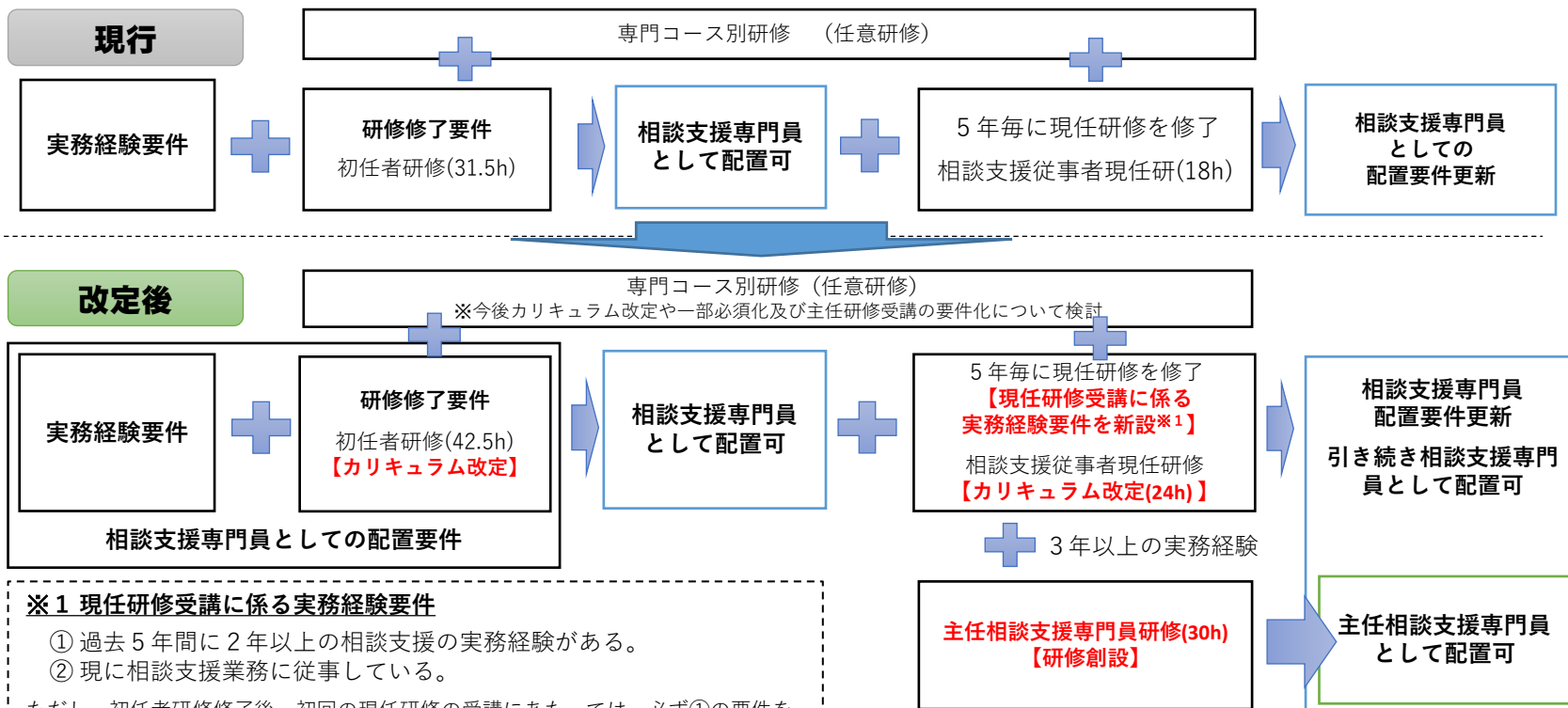
サビ管・児発管更新研修

- ・ R4/12/8 会場等未定

R4. 8月頃申し込み
開始予定です。

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



※1 現任研修受講に係る実務経験要件

- ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ② 現に相談支援業務に従事している。

ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。

※主任研修を修了した場合、現任研修を修了したものとみなす。

相談支援専門員の実務経験

		業 務 内 容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5 年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 2 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10 年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5 年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に 5 年以上従事している者	3 年以上

※ 1 平成 18 年 10 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 18 年 9 月 30 日までの間の期間が通算して 3 年以上

※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

主任相談支援専門員養成研修等事業について

概要

地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進・機能強化を図るための方策の検討等を行う。

事業内容等

【事業内容】

- ・主任相談支援専門員養成研修の実施(5日間)
- ・基幹相談支援センターにおけるモニタリング効果等の検証手法に関するガイドラインの作成

(参考)

事業	H30年度	R1(H31)年度	R2年度
1. 主任相談支援専門員養成関係	制度創設 ・主任相談支援専門員養成テキストの作成	・国による養成実施	・準備が整い次第、都道府県による研修を順次実施
2. 基幹相談支援センター設置促進関係	・設置促進のための手引きの作成	・市町村において手引きも活用し、センターの設置を促進 モニタリング結果等の検証手法に関するガイドラインの作成	・ガイドラインを参考に取組を推進

主任相談支援専門員について①

概要

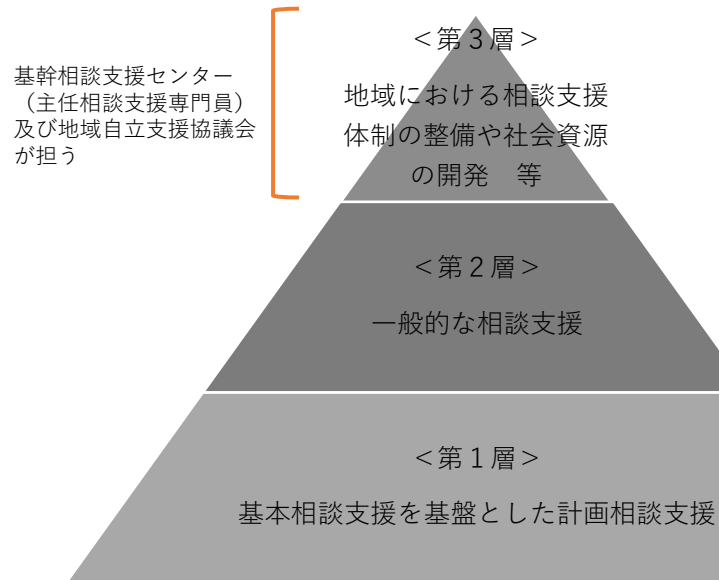
○「主任相談支援専門員」の役割

- 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る
- 地域において指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組む

Ex. 相談支援専門員養成研修に係る実習時の助言・指導、適切なサービス等利用計画案を作成する現場での実地教育の実施、要望・苦情に対する解決への取組、相談支援体制の強化と地域づくりの推進 等

(参考) 主任相談支援専門員配置加算

相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該事業所又は当該事業所以外の事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合 100単/月



<図 重層的な相談支援体制>

主任相談支援専門員について②

研修について

九州においては、主任相談支援専門員の質の均等化のため、九州全域を実施範囲として広域で主任相談支援専門員研修を行う。

【実施場所】宮崎市内 【日程等】9月頃（平日5日間）

【研修カリキュラム】右表のとおり

【受講要件】相談支援従事者研修現任研修修了後、通算して3年（36ヶ月）以上相談支援業務に従事した者であり、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者。

- ①基幹相談支援センター等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること
- ②都道府県における研修企画に携わっている又は講義若しくは演習に講師として携わっていること

（参考）

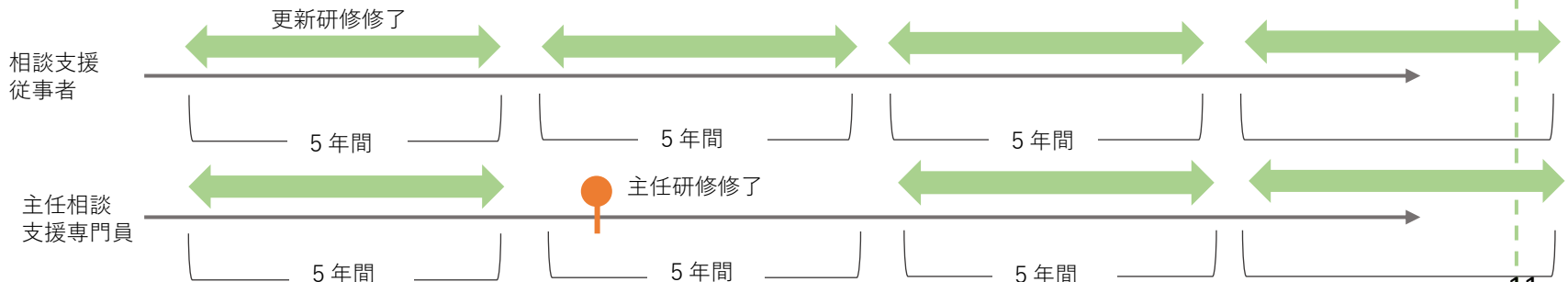
- ・ 厚生労働省告示115号及び同告示116号
- ・ 厚労省通知障発0328第1号（平成31年3月28日付け）

<表 主任相談支援専門員研修カリキュラム>

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向と主任相談支援専門員研修修了者の役割と視点に関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義・演習	13h
	地域援助技術に関する講義・演習	11h
合 計		30h

（参考）主任相談支援専門員研修の更新について

現時点では、主任相談支援専門員のための更新（現任）研修は創設されていないため、通常どおり相談支援従事者現任研修により更新を行うこと。ただし、主任相談支援専門員研修修了者は相談支援従事者現任研修修了者と見なすことができる。



令和4年度の相談支援従事者研修予定

初任者研修

- ・ R4/7/27～8/3のうち2日間（講義部分） オンデマンド配信
- ・ R4/8/25、8/26、10/7 県武道館
- ・ 11/29、11/30 防災庁舎

※申込は締め切りました。

相談支援現任研修

- ・ R4/9/21、9/22、11/10、12/23 県武道館

R4/7/22申込締切です。

ピアサポートの専門性の評価（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定）

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

ピアサポート体制加算（新設）

○対象サービス

自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

○報酬単価 100単位／月（体制加算）

○算定要件

（1）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置（併設事業所（自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援に限る）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たす。（②の者の配置がない場合も算定可。）

（2）（1）の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

（3）（1）の者を配置していることを公表していること。

※ 上記のほか、就労継続支援B型について「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において就労支援の実施に当たってのピアサポートの活用を評価（ピアサポート実施加算（新設）100単位／月）

ピアサポートとは

○ピア(peer)とは、「仲間、同輩、対等者」という意味である。

○ピアサポートとは、一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障害者自立生活運動で始まり、知的障害や精神障害の分野でも定着し始めている。

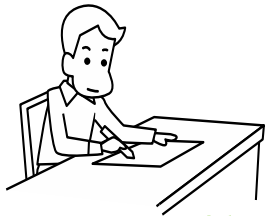
(平成22年度障害者総合福祉推進事業「ピアサポートの人材育成と雇用管理等の体制整備のあり方に関する調査とガイドラインの作成」)

○ピアサポート活動従事者による支援の効果

(平成27年度 障害者支援状況等調査研究事業「障害福祉サービス事業所等におけるピアサポート活動状況調査」)

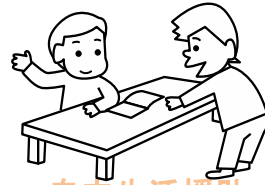
効果の視点	概要
体験の共感・共有と適切なニーズ把握	<p>○ピアサポート活動従事者が利用者が利用者と同じ病気や症状を経験していることから、ピアサポート活動従事者と利用者は、病気の症状の悩み、将来の不安、家族や支援者との関係性について、類似をしていることが多い。</p> <p>○それゆえ、ピアサポート活動従事者が病気や症状の体験を利用者に語ることで、利用者の共感や体験を共有しやすくなり、信頼関係を築きやすくなっていると考えられる。</p> <p>○信頼関係が構築されることで、利用者本人のニーズも把握しやすくなり、より適切な支援につながると考えられる。</p>
体験にもとづく相談対応	<p>○ピアサポート活動従事者自身の体験をもとにアドバイスすることで、利用者もピアサポート活動従事者の意見に納得し、ピアサポート活動従事者のアドバイスや忠告を素直に受け入れやすいと考えられる。</p>
ロールモデル	<p>○ピアサポート活動従事者が病気から回復し生活している姿を、利用者自身が回復した将来の姿ととらえることで、現状の苦しい状況が続くわけではないという希望につながっていると考えられる。</p> <p>○利用者も病気から回復したピアサポート活動従事者に相談や疑問を投げかけることで、自身が回復するための参考としてとらえられる。</p>
家族等の病気や障害の理解促進	<p>○ピアサポート活動従事者が家族との会話を通じて、利用者本人が苦しいときの思いや家族に反発する理由などを利用者本人に代わって代弁することで、病気や利用者本人の理解を促進する効果があると考えられる。</p> <p>○また、病気から回復したピアサポート活動従事者の存在自体が、利用者本人の回復した姿と重なることから、ピアサポート活動従事者が利用者本人を支援することに対して家族は安心感を得ていると考えられる。</p>
他の職員の病気や障害の理解促進	<p>○ピアサポート活動従事者が利用者を支援することで、ピアサポート活動従事者以外の職員が利用者の障害特性をより深く理解し、それが支援計画や実践に生かすことができると考えられる。</p> <p>○また、利用者を支援するに当たり、ピアサポート活動従事者が利用者の不安等を代弁することで、他の職員も支援方法について示唆を与えていると考えられる。</p>

ピアサポーターの業務の一例



地域移行支援

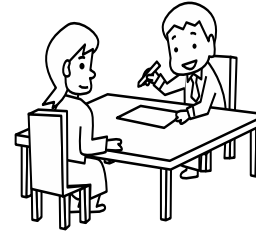
利用者の不安に共感、経験者ならでの視点で助言や外出同行で安心感を与える



自立生活援助

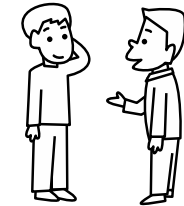
地域生活支援員

経験者ならでの共感・目標・希望・仲間づくり
症状の自己対処、
医師や薬との付き合い方
の助言



相談支援

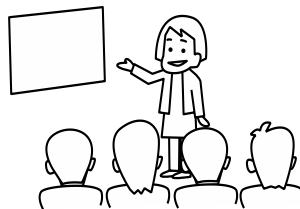
権利擁護・ニーズの確認
経験しているからこそその
わかりやすい制度説明や
利用方法の助言



地域定着支援

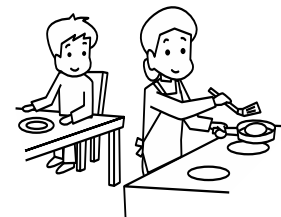
電話相談における
実体験での苦労の共有
同じ経験者同士にしか
わからない安心感の共有

経験者として視点で、リカバリー体験を活かした助言や共に行動をする支援



事業所内研修

同僚である専門職に
体験を元に障害者への
配慮等レクチャー



家族への面接

経験者ならでの視点で
家族関係について助言

ピアサポーターが支援にかかわる効果(具体的事例より)

サービス種別	具体的事例
<p>計画相談支援 障害児相談支援</p>	<p>・相談支援専門員の面接にピアサポーターも同席してくれたことから、緊張せずに安心して自身の希望を相談することができた。 過去に障害福祉サービスを利用した経験のあるピアサポーターであったので、<u>当事者の目線で参考になる情報が多く、悩み方も含めて手本を見ているようで主体的にサービス等利用計画が作成された。</u></p>
<p>地域移行支援</p>	<p>・ピアサポーターが支援することで、医療専門職や家族に直接話せないことやうまく伝わらないことについての橋渡しができ、<u>退院に向かう不安が軽減され、地域移行支援を安定的に利用できた。</u> 同様に入院経験のあるピアサポーターの姿を見て、<u>自身も地域で生活ができることと自信を持つことができ、19年の入院から退院することができた。</u></p>
<p>自立生活援助</p>	<p>・ピアサポーターが支援に入る前は病識が低く、怠業傾向もあり病状悪化による救急受診などが時々あったが、定期的にピアサポーターが訪問し、<u>精神科に入院経験のあるピアサポーターからアドバイスを受けることができ、障害受容と共に自身も納得して服薬管理や金銭管理などの生活課題に取り組むことができるようになった。</u> 結果、<u>救急受診をすることも無くなり、安定した地域生活を送ることができている。</u></p>
<p>地域定着支援</p>	<p>・過去のパニック発作を思い出し予期不安が生じる時に電話相談をするが、<u>経験を共有できるピアサポーターが対応してくれることにより、安心して落ち着いて対処できるようになった。</u> また、<u>地域定着支援として同じ病気があっても仕事に従事しているピアサポーターと繋がっていることで励みになり、今の自分でも良いんだと思えたことで主体的に生活課題に取り組むことができるようになった。</u></p>

障害者ピアサポート研修事業について

1 目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする。

2 実施主体

都道府県又は指定都市

ただし、事業の一部又は全部の事業を適切に実施することができるかと認められる法人に委託可。

3 対象者

- ① 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害者
なお、雇用等されている障害者は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれる者を含む。
- ② ①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者

4 研修内容(カリキュラムは別紙のとおり)

- ① 基礎研修(2日間440分)
- ② 専門研修(2日間540分) ※基礎研修修了者が対象
- ③ フォローアップ研修(2日間540分) ※専門研修修了者が対象

宮崎県でも、
令和4年度から
実施します。

5 財政措置

本研修事業については、地域生活支援事業費等補助金による国庫補助対象

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (R3,3,30最終改正)

自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

ピアサポート体制加算の取扱いについて(P264～267から一部抜粋)

第二の3の(7)

④ピアサポート体制加算の取扱いについて

報酬告示第14の3の3のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。

ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下この④において「障害者等」という。)であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者

イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者

なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。

(一) 算定に当たっての留意事項

ア 研修の要件

「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。

なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。

(ア) 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。

(イ) ④のイに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。

この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。

就労継続支援B型

第二の3の(5)

ピアサポート実施加算の取扱いについて(P242～246から一部抜粋)

⑪ ピアサポート実施加算の取扱いについて

(一) 報酬告示第14の8の2のピアサポート実施加算については、次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援B型事業所において、イの(ア)の者が、利用者に対して、就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定していること。

イ 当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。

(ア) 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者

(以下この⑪において「障害者等」という。)

(イ) 当該就労継続支援B型事業所の従業者

ウ イの者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

* 研修の要件については、ピアサポート体制加算と同様

(ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・経過措置①)

問4 令和6年3月31日までの経過措置として「都道府県知事又は市町村長が認める研修」については、どのような研修が該当すると考えられるか。

(答)

「都道府県知事又は市町村長が認める研修」については、都道府県又は市町村が事業所から提出される体制届に添付される研修の実施要綱等により研修の目的やカリキュラム等を確認した上で、都道府県又は市町村がピアサポーターの養成を目的とした研修であると認める研修が該当する。

なお、研修の時間数の下限等については一律に定めるものではないが、単なるピアサポーターに関する講演については認められないこと。

また、自治体や民間団体が実施するピアサポーターの養成を目的とした研修の例は、以下を参照されたい。(対象として認められる研修は以下に限定されるものではなく、研修の実施要綱等により、研修の目的やカリキュラム等を確認の上、個別に判断すること。)

(参考1) 自治体が発行するピアサポーターを養成することを目的とした研修の例

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において実施したピアサポーター養成研修(都道府県、指定都市、中核市)
- ・精神障害者関係従事者養成研修事業における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修において実施したピアサポーター養成研修(都道府県)

(参考2) 厚生労働科学研究において実施したピアサポーターを養成することを目的とした研修

- ・「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」において実施したピアサポーター養成研修
- ・「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究」において実施した講師・FT(ファシリテーター)養成研修又はピアサポーター養成研修

(参考3) 民間団体が実施するピアサポーターを養成することを目的とした研修の例

- ・一般社団法人日本メンタルヘルスパイサポーター25員研修機構が実施するピアサポーター養成研修
- ・全国自立センター協議会が実施するピアカウンセリング講座(集中講座・長期講座等)等

障がい者虐待の防止について

1 概要

平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：障害者虐待防止法）が施行されました。法施行から9年半が経過したところではありますが、県内においても、各種の障がい者虐待の事例が報告されており、市町村・都道府県において対応を進めているところです。

なお、障がい者虐待に係る対応状況については、県庁ホームページで毎年度公表しています。

2 障がい者虐待の防止に向けた本県の取組み

(1) 障害福祉サービス事業所・施設の指定基準

平成25年4月から本県独自の指定基準の一つとして、障がいのある人の権利擁護・虐待防止に係る基準を設け、以下の2点を定めています。

- 管理者又は従業者に対し、定期的に、県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修を受講させること（義務）
- 管理者又は従業者に対し、研修を実施すること（義務）

(2) 宮崎県障がい者権利擁護センターの設置、研修の実施

本県では、宮崎県障がい者権利擁護センターを社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会内に設置し、障がい者虐待防止に関する研修の実施や専門職チームの派遣等を行っています。

なお、今年度の「宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護研修」については、各サービス事業所等を対象として、「管理者」「従事者」「市町村行政担当者」それぞれのコース別に実施予定です。日程等については現在調整中ですが、今年度も積極的な受講をお願いいたします。

<参考：令和3年度の実施日程>

研修名	日程	会場
(1) 共通研修	11月～12月 (定員 520名)	オンデマンド配信により実施
(2) 分野別研修		
ア 障がい者福祉施設等における障がい者虐待の防止と対応研修 (管理者コース)	1月～2月 (定員 260名)	オンデマンド配信により実施
イ 障がい者福祉施設等における障がい者虐待の防止と対応研修 (従事者コース)	1月～2月 (定員 260名)	オンデマンド配信により実施
ウ 虐待防止センター担当職員等研修 (市町村行政担当者) ※委託先含む	2月 (定員 30名程度)	オンライン及びオンデマンド配信により実施

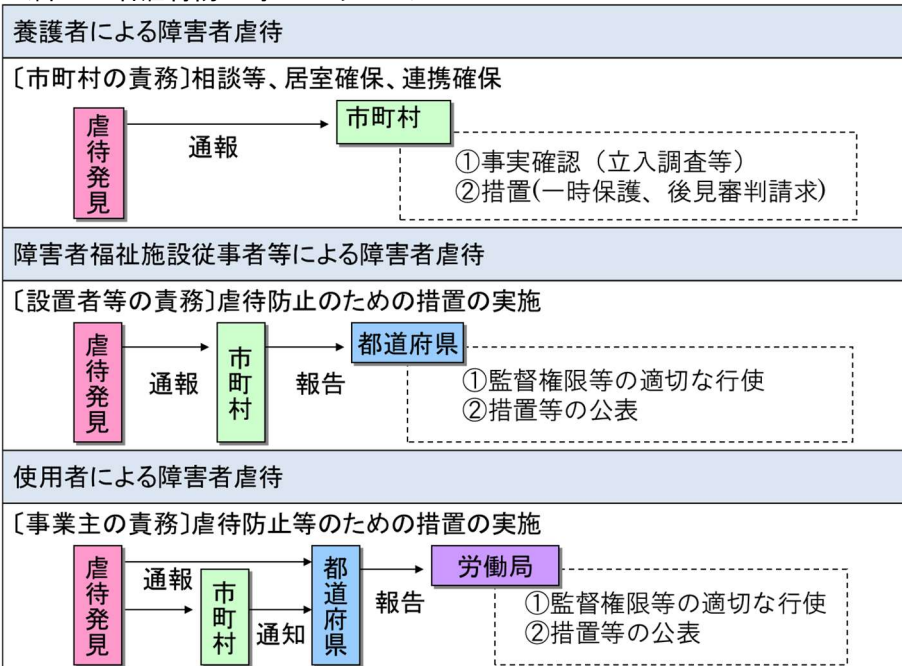
※ 令和2年度、3年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、会場集合型ではなくオンデマンド配信（一部オンライン）により研修を実施しています。

3 障害福祉サービス事業所・施設で必要となる取組み

(1) 障がい者虐待が疑われる事案の早期通報

障害福祉サービス事業所・施設の利用者で、障がい者虐待が疑われる場合には早期に市町村への通報をお願いします。

<障がい者虐待防止等のスキーム>



※1 障がい者虐待に係る通報窓口は、市町村（※使用者による障がい者虐待の場合は、市町村又は県）となります。

※2 使用者による障がい者虐待に関する県の通報窓口は、「宮崎県障がい者権利擁護センター」（TEL 0985-26-7670）で受け付けています。

(2) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定にて、「障害者虐待防止の更なる推進」と「身体拘束等の適正化の推進」のため、虐待防止委員会の設置等が義務化されました。（※別紙参照）

4 その他（障がい者虐待防止対応マニュアル）

○ 宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護マニュアル

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shogai/fukushi/kurashi/shogai/sha/20200109165922.html>

○ 厚生労働省作成手引き

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」（R4年4月改訂）

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（R4年4月改訂）

※ 厚生労働省作成手引き（R4年4月改訂）の県庁ホームページへの掲載については、現在対応中です。なお、以下のURL（厚生労働省ホームページ）からもダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai/shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

〔現 行〕

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

〔見直し後〕

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

身体拘束等の適正化の推進

○ 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

○ 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

事故で
頭を打った!

頭のケガや病気の後から起こる

脳卒中で
入院した!

高次脳機能障がい



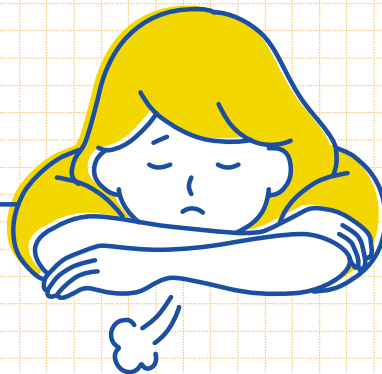
病院を退院してから、こんな症状で困っていませんか？

注意障がい

- ✔ 集中が続かなくなった
- ✔ うっかりミスが多くなった
- ✔ 同時に2つのことができなくなった

記憶障がい

- ✔ 物忘れが多くなった
- ✔ 新しいことが覚えられなくなった
- ✔ 予定や約束を忘れるようになった



遂行機能障がい

- ✔ 作業の段取りが悪くなった
- ✔ なんでも効率良くできなくなった
- ✔ 以前できたことができなくなった

社会的行動障がい

- ✔ 急に怒ったり泣いたりが多くなった
- ✔ 感情・欲求の抑制ができなくなった
- ✔ やる気が出なくなった



他にも

読む、書く、聴く、話すができなくなったり
外で迷子になったり
周囲からは以前と人が変わってしまったように見えたり...

私たちの脳は、「記憶する」「計画を立てる」「感情をコントロールする」「人の気持ちを読む」など人間特有の高度な機能(高次脳機能)を持っています。

病気や事故により脳が損傷したために、この高度な機能が働かなくなって仕事や生活に支障を来す場合があります、これを高次脳機能障がいと言います。

外見からは分かりにくく、本人も気づきにくいので、原因に気づかないまま問題を抱えてしまうことが懸念される障がいです。

上記の症状でお困りのことがありましたらお気軽にご相談ください。



宮崎県身体障害者相談センター

29

電話 0985-29-2556

FAX 0985-31-3553

E-mail shintaishogaisha-sodan-c@pref.miyazaki.lg.jp

事故の報告について

施設や事業所内またはサービス提供中において、事故が発生した場合には、次により速やかに報告すること。

1 報告先

- ① 支給決定を受けている市町村障がい福祉主管課
- ② 事業所を所管する自治体

2 報告の方法

- ① 事故が発生した場合には、第1報として電話にて報告すること。
- ② 事故の処置や経過、今後の対応並びに再発防止策等を記録し、事故報告書として文書にて上記報告先に速やかに提出すること。

記載内容（例）

- ・ 対象利用者等の情報
- ・ 事故発生時の状況
- ・ 事故時の対応状況
- ・ 事故後の経過状況
- ・ 今後の支援について
- ・ 事故の原因
- ・ 再発防止策

3 報告の対象となる事故（例）

- ・ 死亡事故
- ・ 重傷事故（入院、骨折等）
- ・ 無断外出
- ・ 事件性のあるもの（職員や利用者による暴力事件等）
- ・ 感染症等の発生
- ・ 運営上の事故（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
- ・ その他、特に報告の必要があると事業所等が判断したもの

事 故 報 告 書 (例)

記入日： 年 月 日

報告者：(職 名) 〇〇 〇〇

利用者名		生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男 女
障 害 名				手帳等級		支援区分	
身元引受人	(続柄：)		住 所				
事故等の発生年月日	年 月 日 ()						
発 生 状 況							
場 所							
時 間	時 分頃						
事故等の状況							
事故時の対応 又は見通し							
事 故 原 因							
事故後の対応							
今後の支援について							
そ の 他 事 項							

令和4年度 障がい者委託訓練

～実践能力習得訓練コース～

受講生募集のご案内

実践能力習得訓練コースとは

就業を希望する障がいのある方が、企業等の現場を活用して実践的な能力の開発・向上を目的として訓練を受ける制度です。また一定期間受講生として過ごすことにより、訓練先の環境や職務への適性、ご自身の実力を見極めることができます。

対象者



- ・障がい（精神・発達・知的・身体・難病等）をお持ちの方で障害者手帳を有している方、または医師の意見書などで障がいの程度の確認ができる方
 - ・公共職業安定所に求職申込みを行っている方
 - ・訓練開始日現在、住民票が宮崎県内にある方
 - ・職業訓練を受けることにより就職に必要な知識・技能習得及び就労が見込める方
- ※ 就労移行支援、就労継続支援 B 型事業所の利用の方は、在籍したままでの訓練受講が可能

訓練内容

訓練実施場所	宮崎県内の企業・社会福祉法人・NPO法人等
訓練期間	標準約1か月～3か月 ＊訓練生の障がい特性及び訓練内容によって設定（要相談）
訓練時間	1か月当たり標準100時間（ <u>下限60時間/月</u> ）
訓練形式	現場での実務作業を行うことでスキルを獲得する
訓練内容	本人の希望や受託する企業の業務内容による
受講料	無料（総合保険加入推奨、昼食代などは受講生本人ご負担）
その他	<ul style="list-style-type: none">・訓練のため、企業からの賃金の支払いはありません・訓練中の労働災害補償保険は公費負担で加入します・訓練中の事故等に備えて、任意保険への加入を推奨しています（個人負担） （例：1か月 1,900円/2か月 2,500円/3か月 3,100円かかります）



障がい者委託訓練 活用ケースについて(例)

ケース①

1週間の職場実習を実施したが、もう少し経験を積む必要があると思われる方

県障がい福祉課
へお問合せ

実習先へ訓練受託依頼・委託契約
↓
受講生面接後、受講決定
↓
訓練実施(1~3か月で実施)

ケース②

就労等の社会経験が少なく、企業等の現場で訓練を試みたい方

県障がい福祉課
へお問合せ

ご希望の企業等へ訓練受託依頼・委託契約
↓
受講生面接後、受講決定
↓
訓練実施(1~3か月で実施)

ケース③

障がい者雇用を検討している企業より委託訓練活用の希望があり、受講者を募集している

県障がい福祉課
へお問合せ

企業側と打合せ。公共職業安定所や就労移行支援事業所等へ公募し、受講者募集依頼
↓
受講生面接後、受講決定
↓
訓練実施(1~3か月で実施)

応募から受講者決定の流れ

- 応募受付方法 居住地所轄の公共職業安定所で受け付けます(宮崎県障がい福祉課の場合もあり)
- 提出書類 ①障がい者委託訓練受講申込書(公共職業安定所、障がい福祉課にて配布)
②手帳や医師の意見書など障がいの程度、内容を確認できるもの
- 受講者の決定 個別に面接を行い決定します



訓練期間中

- 企業等の現場で実際に作業を行います
- 期間中は障害者職業訓練コーディネーターや関係機関の支援員が状況確認を行い、サポートします



お問い合わせ先

宮崎県障がい福祉課 障がい者・就労支援担当

〒880-8501 宮崎市橋通東1丁目9 防災庁舎1階

tel 0985-26-7068 / fax 0985-26-7340

各〔都道府県
市区町村〕障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、指定基準（※）において、原則として、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととしており、利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要があります。

今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査により確認されました。その理由として、定員超過利用減算の制度の理解が十分ではないことなどが挙げられており、会計検査院より、定員超過利用減算の適用の要件等の周知徹底や、定員超過利用減算の確認様式等を示すこと等について指摘があったところで（指摘事項の詳細は別紙1のとおり）。

つきましては、定員超過利用減算の要件及び確認様式を別紙2のとおり整理し、お示ししますので、内容について御了知いただくとともに、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、

○ 別紙2について、ホームページへの掲載や、事業所の指定・更新申請の機会又は事業所への集団指導等の機会を捉え、管内の児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）に対して継続的に周知すること

○ 毎月の報酬の請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否を別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認することについて周知すること

をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

<本件担当>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

TEL：03-5353-1111（内線3037）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp

会計検査院検査による指摘事項（詳細）

- 21 都道府県及び 26 市における、348 事業者の児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所（合計 474 事業所）における定員超過利用の状況等を検査したところ、271 事業者の 369 事業所において、直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えていて、定員超過利用となっている月が生じていた。

このうち、11 事業者の 14 事業所において、直近の過去 3 月間の定員超過利用の程度が一定の範囲を超えていて、定員超過利用減算を適用する必要がある月が見受けられた。

しかし、上記 11 事業者の 14 事業所のうち、8 事業者の 11 事業所において、障害児通所給付費の算定に当たり、定員超過利用減算を適用しておらず、所定の単位数に 100 分の 70 を乗ずることなく算定していた。
- 定員超過利用減算を適用していなかった理由として以下の理由が挙げられた。
 - ① 定員超過利用減算の制度の理解が十分でなかったことから、減算が必要な定員超過利用にはなっていないと誤って判断してしまったため
 - ② 定員超過利用減算の制度については理解していたものの、定員超過利用の状況の確認が十分でなかったことから、減算が必要な定員超過利用にはなっていないと誤って判断してしまったため
 - ③ 定員超過利用減算の制度自体を認識していなかったため
- 厚生労働省において、障害児通所給付費の算定が適正に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。
 - ① 返還手続が未済の事業所に対して、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせること。
 - ② 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、定員超過利用減算の適用の要件等について周知徹底すること。
 - ③ 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、確認様式等を示した上で、定員を超過して利用者を受け入れている事業者は、毎月の請求に当たって、当該確認様式等により定員超過利用減算の要否を確認するように周知すること。

障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について

1 事業所における定員超過状況の確認について

児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）においては、以下の定員超過及び定員超過利用減算の要件について改めて確認されたい。

定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たって、別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」により、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、定員超過利用減算の算定に遺漏がないようにされたい。

2 定員超過について

(1) 基本原則

事業所は、指定基準（※）において利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「通所支援」という。）の提供を行ってはならないこととしている。

利用定員を超過して障害児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障害児の利用する曜日等の調整をするものとする。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

(2) やむを得ない事情がある場合の取扱い

定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情（以下「やむを得ない事情」という。）がある場合は、この限りではない。事業所においては、やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めるものとする。

やむを得ない事情がある場合の考え方は、以下のQ&Aも参照するものとする。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4(令和3年5月7日)

問 28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

(答)

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

上記Q&Aの「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」かどうかは、1月における利用児童数（やむを得ない事情がある障害児の数は除く）の合計人数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えるかどうかで判断するものとする。

(例)利用定員 10 人、1月の開所日数が 22 日の場合

・ $10 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} = 220 \text{ 人}$ (延べ障害児数)

⇒ 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児を受け入れていることで、定員を超過する日があったとしても、当該月の延べ障害児数が 220 人を超えない場合、「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」には該当しない。

3 定員超過利用減算について

原則、次の(1)及び(2)の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、(1)又は(2)の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行うこととしている。これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

(1) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員 50 人以下の場合

1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数をいう。以下同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員をいう。以下同じ。）に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例1)定員 10 人の場合・・・ $10 \times 1.5 = 15$ 人

- ・ 1日の障害児の数が 15 人 :定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が 16 人 :定員超過利用減算となる。

(例2)定員5人の場合・・・ $5 \times 1.5 = 7.5$ 人→8人(小数点以下切り上げ)

- ・ 1日の障害児の数が8人 :定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が9人 :定員超過利用減算となる。

② 利用定員 51 人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 25 を乗じて得た数に、25 を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例)定員 60 人の場合・・・ $60 + (60 - 50) \times 0.25 + 25 = 87.5$ 人→88 人(小数点以下切り上げ)

- ・ 1日の障害児の数が 88 人 :定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が 89 人 :定員超過利用減算となる。

(2) 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員 12 人以上の場合

直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間について障害児全員につき減算を行うものとする。なお、開所日は暦日ではない点に留意する。

(例)利用定員 30 人、1月の開所日数が 22 日の場合

- ・ $30 \times 22 \times 3 = 1,980$ 人
- ・ $1,980 \times 1.25 = 2,475$ 人(受入可能延べ障害児)
- ⇒ 3月間の総延べ障害児数が 2,475 人を超える場合に減算となる。

② 利用定員 11 人以下の場合

直近の過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(例)利用定員 10 人、1月の開所日数が 22 日の場合

- ・ $(10 + 3) \times 22 \times 3 = 858$ 人(受入可能延べ障害児)
- ⇒ 3月間の総延べ障害児数が 858 人を超える場合に減算となる。

(3) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所における 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算については、(1) 及び (2) と同様とする。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあつては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

(例1) 利用定員 30 人の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員 10 人、生活介護の利用定員 20 人)の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援・・・10 人×1.5=15 人
 - ・ 1日の障害児の数が 15 人 : 定員超過利用減算とならない。
 - ・ 1日の障害児の数が 16 人 : 定員超過利用減算となる。(児童発達支援のみ)
- 生活介護・・・20 人×1.5=30 人
 - ・ 1日の障害者の数が 30 人 : 定員超過利用減算とならない。
 - ・ 1日の障害者の数が 31 人 : 定員超過利用減算となる。(生活介護のみ)

(例2) 利用定員 30 人、1月の開所日数が 22 日の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員 10 人、生活介護の利用定員 20 人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援
 - ・ 10 人×22 日×3月=660 人
 - ・ 660 人×125%=825 人(受入可能延べ障害児数)
 - ⇒ 3月間の総延べ障害児数が 825 人を超える場合、児童発達支援は減算となる。
- 生活介護
 - ・ 20 人×22 日×3月=1,320 人
 - ・ 1,320 人×125%=1,650 人(受入可能延べ障害者数)
 - ⇒ 3月間の総延べ障害者数が 1,650 人を超える場合、生活介護は減算となる。

(4) やむを得ない事由により障害児の数から除外するときの取扱い

(1) から (3) における障害児の数の算定に当たり、災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は除くことができるものとする。

なお、2の(2)に記載したQ&Aにおける「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

※ (1) ~ (4) の計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

(5) 定員超過利用の前提となる適正なサービス提供について

定員超過利用を可能とする前提となる「適正なサービスの提供」について、具体的な取扱いは以下のとおりとしている点に留意すること。

なお、人員基準等を満たしている場合でも、(1) 又は (2) の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行う必要がある点にも留意すること。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4 (令和3年5月7日)

問 26 報酬告示の留意事項通知において、「利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスが確保されることを前提に可能とする」とあるが、適正なサービスが確保されているかどうかはどのように考えるのか。

(答)

実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること(例:利用人数が12人の場合、児童指導員又は保育士を3人配置すること)を想定している。

なお、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準（例：利用定員 10 人の場合で 12 人利用するときに、児童指導員又は保育士を 2 人配置）のまま定員超過することもやむを得ないものとする。

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和 年度分

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
 - ※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月にも入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
 - ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名	
提供サービス名	
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	

水色のセルに入力をしてください。
(色のないセルは自動入力です。)

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

	前年度			令和 0 年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 延べ利用者数(人) (注1)																
② 過去3ヶ月間の延べ利用者数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人)																
④ 開所日数(日)																
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者の合計数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の可否 (②>⑦=減算必要)				error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑤×(125/100)」、11人以下の場合:「(③+3)×④」

記載例・表示内容の説明

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和 4 年度分

年度を入力してください。

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
 - ※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月に入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
 - ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が必要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

- ・ 4月だけ定員超過が生じた場合は、6月まで入力した時点で下のような表になります。
- ・ この例では、5月・6月で、②「過去3ヶ月間の延べ利用者数」が、⑦「過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者の合計数」を超えるので、5月と6月の⑧の欄に、「減算必要」と表示されています。そのため、5月と6月は、定員超過利用減算を算定する必要があります。
- ・ 7月は、②が⑦の数字を超えていないので、⑧の欄に、「減算不要」と表示されます。7月は、定員超過利用減算を算定する必要はありません。

事業所名	〇〇事業所
提供サービス名	児童発達支援及び放課後等デイサービス(多機能型)
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	単位1

水色のセルに入力してください。
(色のないセルは自動入力です。)

単位分けを行っている場合、単位の名称を入力してください。事業所で単位の名称を定めていない場合は、どの単位のシートかが分かるよう、適宜名称を設定してください。(「単位1」などの名称でも構いません。)

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・説明」のシートもご確認ください。

	前年度			令和 4 年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 延べ利用者数(人) (注1)		200	200	400	190	190										
② 過去3ヶ月間の延べ利用者数(人)				400	800	790	780	380	190	0	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人)		10	10	10	10	10										
④ 開所日数(日)		20	20	20	20	20										
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)		0	200	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)		0	260	260	260	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者の合計数(人)				520	780	780	780	520	260	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)				error	減算必要	減算必要	減算不要	error	error	error	error	error	error	error	error	error

①、③、④の欄の数字を入力しないと、減算の要否が正しく表示されません。
入力漏れがないようにしてください。

①の前3ヶ月の数字を合計して、表示しています。

⑥の前3ヶ月の数字を合計して、表示しています。

減算の要否を判定する上で必要な前3ヶ月の数字(①、③、④の欄)が全て入力されない場合、「error」が表示されたままになります。

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑤×(125/100)」、11人以下の場合:「(③+3)×④」

児童指導員等加配加算の考え方の例 ～ 利用定員10人の事業所の場合 ～

区分	氏名	職 種	勤務 形態	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の 合計	週平均	常勤 換算			
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				29	30	31
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				月	火	水
基準 人員	サービス提供時間			(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b)		(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b)		(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b)		(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b)		(a)	(a)	(a)			
	利用児童数			4	8	6	10	9	7		4	8	6	12	9	7		4	8	6	10	9	7		4	8	6	10	9	7		4	8	6			
	A	保育士	常勤		①	①	①	①	③			①	①	①	①	③			①	①	①	①	③			①	①	①	①	③			①	①	160.0	40.0	1.0
	B	児童指導員	非常勤	②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	80.0	20.0	0.5
	C	児童指導員	常勤	①				③			①			①		③		①					③		①				③		①			72.0	18.0	0.4	
基準人員配置数			2	2	2	2	2	2		2	2	2	3	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2				
加配 人員																																			0.0	0.0	0.0
																																			0.0	0.0	0.0
	合 計（理学療法士等）																																		0.0	0.0	0.0
	C	児童指導員	常勤		①		①	①				①			①				①		①	①				①		①	①				①		88.0	22.0	0.5
	D	強度行動障害 研修修了者	非常勤		②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			②	②	80.0	20.0	0.5
合 計（児童指導員等）																																		168.0	42.0	1.0	
																																		0.0	0.0	0.0	
																																		0.0	0.0	0.0	
合 計（その他の従業者）																																		0.0	0.0	0.0	
⇒																																			40.0		

※1) 利用児童数が11～15人の日は、基準人員は3となる。

※2) Cさんの勤務について、基準人員として配置を行わない日は加配人員として計上可能。
ただし、1日の勤務時間を基準人員と加配人員に分けることは不可。

※事前に届け出た職員体制が満たせない場合は、加算の算定自体が不可となる。

<サービス提供時間> (a) 14:30 - 17:30 (b) 9:00 - 17:00

<従業者の勤務時間> ① 9:30 - 18:30 ② 14:00 - 18:00 ③ 8:30 - 17:30